

2020年企業法および投資法に関するアラート

企業法No. 59/2020/QH14および投資法No. 61/2020/QH14の注目すべき内容に関するアップデート

2020年7月



What's new?

- 2020年6月17日、国会は、**企業法No. 59/2020/QH14**（「2020年企業法」）および**投資法No. 61/2020/QH14**（「2020年投資法」）に新たな変更を加えて承認しました。この変更は、市場参入段階の企業、並びに投資及び事業運営全般にとっての有利な条件を定めています。
- 2020年企業法および2020年投資法は、2021年1月1日から施行され（2020年投資法の一部を除く）現在の企業法No. 68/2014/QH13及び投資法No. 67/2014/QH13から置き換えられます。

Notable changes

2020年企業法は、10の章及び218の条文から構成され、いくつかの注目すべき変更点は次のとおりです。

1. 電子ポータルでの企業登録プロセスなどの管理手順を明確化し、会社印の通知及び経営者の情報の変更に関する報告の手順を廃止
2. 有限責任会社と株式会社のコーポレートガバナンスに関する項目（法定代表者、資産の形態による資本拠出の期限、普通株主の権利、監査役会）の明確化
3. 無議決権預託証券（NVDR）の定義と債券発行に関する規制の導入
4. 国有企業の定義の拡大
5. 家庭事業に対する個別の規制
6. 企業の再編

2020年投資法は、7の章及び77の条文、4の付録から構成され、いくつかの大きな変更点があります。

1. 株式の購入、出資、外国投資家の所有割合などの管理手続の簡素化
2. 投資プロジェクト実施の手順：投資プロジェクトの調整、及び期間延長、資本評価、投資プロジェクトの終了
3. 投資方針を承認する権限の修正
4. 条件付投資分野/禁止投資分野のリストの修正
5. 投資インセンティブ（インセンティブ、受益者、事業、特別なインセンティブ及び投資プロジェクトの支援）。

2020年企業法および投資法に関するアラート

企業法No. 59/2020/QH14および投資法No. 61/2020/QH14の注目すべき内容に関するアップデート

2020年7月



2020年企業法

1. 行政手続

電子ポータルによる企業登録（第26条）

- 電子ポータルによる企業登録に関するガイダンスはより詳細です。事業主は、申請書類のソフトコピーによりオンラインによる企業登録の申請が可能となります（現在のように書類原本の提出は不要となります）。

会社印（第43条）

- 2020年企業法は、電子商取引法に基づくデジタル署名による会社印の使用に関するガイドラインを提供し、公式な使用の前に会社印の通知に関する要件を廃止します。
- 企業は、企業、支店、駐在員事務所およびその他の単位の印鑑の種類、量、形および内容を、自ら決定するものとします。

2. 有限責任会社および株式会社のコーポレートガバナンス

企業の法定代表者（第12条）

- 各法定代表者の権利及び義務の範囲が会社の定款に明確に定めていない場合、会社の各法定代理人は、第三者に対する企業の正当な代理人であり、民法およびその他の関連法上、法定代表者が企業に生じた損害について共同で責任を負います。

資産の形態による出資（第47条、第75条、第113条）

- 資産の形態による資本拠出の期間には、輸送、資産の輸入、または資産の所有権を移転するための手続の時間は含まれません。

普通株主の権利（第115条）

- 株主総会、企業情報へのアクセスや株主総会の開催などの重要な権利を行使する株主および株主グループの株式の最低所有割合の要件が10%から5%に引き下げられ、継続所有期間に関する要件が削除されました。

コーポレート・ガバナンス体制（54条、79条、137条）

- 国営企業が所有する一人社員有限責任会社及び、国営企業または国営企業の子会社である二人以上社員有限責任会社を除き、有限責任会社による監査役・監査委員会の設置は任意となりました。

3. 資本の充実

株式の種類（第114条）

- 2020年企業法は、議決権を除く、普通株式の権利及び義務を有する無議決権預託証券（NVDR）の概念を正式に導入しています。

債券発行（第46条、第74条、第128条、第129条）

- 有限責任会社は、企業法および関連法の規定に基づいて、社債の発行が認められている企業のリストに正式に含まれています。
- 2020年企業法では、非公開の株式会社に適用される債券の私募に関する規制を補足します。

2020年企業法および投資法に関するアラート

企業法No. 59/2020/QH14および投資法No. 61/2020/QH14の注目すべき内容に関するアップデート

2020年7月



2020年企業法 (続き)

4. 国有企業

国有企業の定義（第4条、第88条）

- 国有企業は、国が定款資本または議決権の総数のいずれかの50%以上を保有する企業として定義されます。

5. 家庭事業 “Household business”

登録および運用（第217条）

- 家庭事業は企業法に準拠していません。政府はさらに、家庭事業の登録と運営を別の規則で規定します。

6. 企業の再編

競争法への参照（第200条、第201条）

- 2020年企業法は、合併または買収を実施する前に企業が通知を要求されている事項又は、企業が禁止されている事項について言及せず、競争法の条文を参照しており、合併企業は、競争法の規定を完全に遵守する必要があります。

私人企業の転換（第205条）

- 私人企業から株式会社やパートナーシップへの転換が可能になりました。

組織再編後の企業の権利と義務（第198条から第205条）

- 2020年企業法は、組織再編に関する企業の決定および規制に従い、新会社は、分割会社、連結会社、および買収会社、変換会社のすべての法的義務、権利および利益の継承を強調しています。

2020年企業法および投資法に関するアラート

企業法No. 59/2020/QH14および投資法No. 61/2020/QH14の注目すべき内容に関するアップデート

2020年7月



2020年投資法

1. 行政手続

経済組織の設立（第22条）

- 外国投資家は、革新的スタートアッププロジェクトを実施する中小企業または投資ファンドを設立する場合、投資プロジェクトの策定及び投資登録証明書の発給手続を実施する必要はありません。

外国投資家への投資に関する規制の対象となる経済組織の外国投資家の所有割合（第23条）

- 定款資本の50%超（以前のように51%以上ではなく）外国投資家が保有する経済組織は、所定の条件を満たし投資手続を実行する必要があります。

外国投資家による出資、株式、持分の購入に関する手続（第26条）

- 外国投資家は、以下の各場合には、出資、株式、持分の購入の登録手続（M&A登録）を行う必要があります。
 - ✓ 条件付投資分野、業種で活動する経済組織における外国投資家の所有割合の増加
 - ✓ 外国投資家が所有する定款資本を50%未満から50%超に増加させる、または、資本取引前に外国投資家が既に50%超の定款資本を所有している場合
 - ✓ 国の防衛と安全保障に影響を与える地域で土地利用権証明書を付与された経済組織

2. 投資プロジェクトの実施手続

投資プロジェクトの調整（第41条）

- 2020年投資法は、投資プロジェクトの目的、規模、内容を調整する投資家の権利を規定しています。合併、投資プロジェクトの分離、投資家の変更および、投資プロジェクト等の一部または完全な譲渡など。
- 投資登録証明書の変更及び投資承認が必要なケースを明確に規定します。
- 2020年投資法では、投資スケジュールが24か月を超える延長が認められることを明確にしています。

投資プロジェクト期間の延長（第44条）

- プロジェクト期間の満了時に、投資家がプロジェクトの実施を継続したい場合（環境汚染などを引き起こす可能性のある古い技術、または潜在的に危険な技術を使用するプロジェクトを除く）、延長は考慮されますが、投資法に規定された最長期間を超えないものとします。

投資資本の評価（第45条）

- 税金債務を決定する特定の場合、投資資本の評価が必要になることがあります。

投資プロジェクトの終了（第48条）

- 管轄投資当局は、投資家が民法に反する取引により、投資活動を実施した場合、投資プロジェクトの全部または一部を終了することが認められています。

2020年企業法および投資法に関するアラート

企業法No. 59/2020/QH14および投資法No. 61/2020/QH14の注目すべき内容に関するアップデート

2020年7月



2020年投資法 (続き)

3. 投資方針を承認する権限

投資提案を承認する首相の権限 (第31条)

- 資本金が5兆ドン以上の投資プロジェクト及び、石油とガスの探査と開発のプロジェクトには、首相の承認は必要ありません。
- 2つ以上の各省の人民委員会からの承認を同時に必要とする投資プロジェクトを承認する首相の権限を補足しています。
- 空港や港湾、住宅投資プロジェクト（販売用、賃貸用など）、都市部プロジェクトに関連する新しい建設投資プロジェクトなど、首相の承認が必要な特定のタイプの投資プロジェクトに関する追加の詳細なガイダンスを提供します。

投資提案を承認する各省の人民委員会の権限 (第32条)

- 省レベルの人民委員会は、首相の承認権限外となるゴルフプロジェクト、住宅投資プロジェクト（販売用、賃貸用など）、都市部プロジェクトへの投資提案を承認することを義務付けられています。

4. 事業分野

投資禁止分野 (第6条)

- 債権回収サービスは禁止事業リストに含まれています。

条件付投資分野 (付録IV)

- 2020年投資法は、227分野の条件付投資分野があります（現在の投資法での243分野から削減されます）。
- フランチャイズ、物流サービス、海運貨物運送代理服务など、多くの事業分野が条件付投資分野のリストから削除されています。
- 国家による管理目的で条件投資分野に新たに追加し、関連する法律との整合性を確保します。追加分野は、生活用浄水の提供、建築サービスなどです。

外国投資家の事業分野及び市場参入の条件に関するリスト (第9条)

- 政府は、(a) 市場参入を許可していない分野、および(b) 条件付の市場参入分野を含む、外国投資家による市場参入が制限されている事業分野のリストを公表します。これら2つのリストを除いて、外国投資家は国内投資家と同様の市場参入の条件に従います。
- したがって、市場参入の条件は、外国投資家の投資資本の所有権、投資の種類、投資活動の範囲及び規模、その他の条件に基づきます。

2020年企業法および投資法に関するアラート

企業法No. 59/2020/QH14および投資法No. 61/2020/QH14の注目すべき内容に関するアップデート

2020年7月



2020年投資法 (続き)

5. 投資インセンティブ

投資インセンティブの形態 (第15条)

- 新しい形態のインセンティブとして、加速償却の投資インセンティブが導入されます。課税所得の計算時に控除可能額が増加します。

インセンティブの対象となる投資プロジェクト (第15条)

- インセンティブの対象となる投資プロジェクトのリストは、税法およびその他の関連法に合わせて修正されます。例えば、投資規模が6兆ドン以上のプロジェクト、奨励された技術の移転を伴うプロジェクト、革新的なスタートアップ企業、イノベーション創出のためのセンターなどです。

投資インセンティブの対象となる分野 (第16条)

- インセンティブの対象となる投資数および事業分野数が増加しています。科学技術に関する法律に従い、科学技術の成果から形成される製品の生産、大学教育、医療機器の製造、バリューチェーン及び産業クラスターを生成する商品の生産とサービスの提供。

特別なインセンティブ及び投資サポートの補足 (第20条、第75条)

- 2020年投資法は、特別な投資インセンティブに対する政府の承認と、社会経済に大きな影響を与える多くの投資プロジェクトの開発を促進するためのサポートを可能にするメカニズムを導入しています。
 - 3兆ドン以上の総投資資本を有するイノベーションセンター、研究開発センターを設立し、投資登録証明書の発行または投資承認から3年以内に少なくとも1兆ドンの投資資本を拠出する投資プロジェクト（プロジェクトの拡張を含む）及び、首相の決定により設立された国家イノベーションセンター
 - 30兆ドン以上の投資資本を有し、投資登録証明書の発行または投資承認から3年以内に少なくとも10兆ドンの投資資本を拠出する特別投資インセンティブの対象となる分野の投資プロジェクト
- 特別な支援（優遇税率の引き下げ、優遇税率の期間延長、免税及び減税など）により、上記のような投資プロジェクトの法人所得税法上のインセンティブの上限は修正されます。具体的なインセンティブの計画は首相によって承認されます。



Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.